

国と道州の役割分担に関する提案例

提 案 者	提 案 内 容
堺 屋 太 一 (19.4.19 政府 道州制ビジョン懇談会 第4回会合)	『道州制の基本条件』 (2) 道州制が満たすべき条件 国と道州の対等、住み分け 国は皇室、外交、防衛、通貨、通商政策、移民政策、大規模犯罪、国家プロジェクト、大規模災害、高等司法、究極的なセーフティネット、全国的な調査統計、民法商法刑法等の基本法に関する事、市場競争確保、財産権、国政選挙、国の財政税制の17業務に限る。 『「道州制」の要点』 3(8) 道州調整会議には、以下の分野を設ける。 財政税制、公共施設の配置及び基準、教育文化、科学技術、産業経済労働政策、社会保障、年金、医療及び医療保険、公務員人事、情報(出版、放送、広報、対外交流)、調査統計及び登記登録記録等
遠 藤 武 彦 (19.3.8 自由民主党 道州制調査会 「道州と国の役割分担に関する 小委員会」委員長メモ)	6. 国は、憲法、皇室、外交・通商、防衛・安全保障、金融システム(通貨の発行)、国の予算・決算、治安維持(日本型FBI)、高度基礎研究、全国統計調査、大規模災害・大震災等の救援支援、税の賦課と徴収、関税、出入国管理、外国人就労者、空港と港湾の一部、年金・医療保険・失業保険、全国的疫病対策などを所管する。 8. 検察・刑務所、矯正施設などは国の所管とする。 9. 民生の全てを原則として道州と基礎的自治体に移管する。 10. 国道の維持管理は全て道州で行う。(細部検討)
(社)日本経済団体連合会 (19.3.28 『道州制の導入に向けた第1次 提言』 - 究極の構造改革を 目指して -)	国：外交、国防、司法、通貨・金融政策、マクロ経済政策、地球環境問題への対応、エネルギー政策、科学技術政策、年金……必要最小限のものに限定 道州：インフラ整備・調整、観光振興、農業・農村政策、文化・教育政策、地域産業政策、雇用政策、防災・治安対策、地域環境保全、福祉・少子化対策、国際交流 基礎自治体：消防、医療・介護・社会福祉、民生、清掃等コミュニティ